

改正

平成17年12月22日条例第97号

平成18年 3 月24日条例第17号

平成22年12月28日条例第35号

令和元年 7 月 1 日条例第11号

伊賀市教育研究センター設置条例

(設置)

第 1 条 伊賀市の教育振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、伊賀市教育研究センター（以下「教育研究センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 教育研究センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊賀市教育研究センター

位置 伊賀市上友生785番地

(事業)

第 3 条 教育研究センターは、次の業務を行う。

- (1) 学校教育及び社会教育に係る調査研究に関すること。
- (2) 学校教育及び社会教育関係者の研修に関すること。
- (3) 学校教育及び社会教育に係る教育相談に関すること。
- (4) 不登校児童生徒支援に関すること。
- (5) その他伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

(職員)

第 4 条 教育研究センターに所長その他必要な職員を置く。

(使用の許可)

第 5 条 教育研究センターを使用する者（以下「使用者」という。）は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 教育委員会は、教育研究センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

3 教育委員会は、その使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 教育研究センターの施設又は設備を損傷し、又は消失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 営利を目的としての使用と認められるとき。
- (5) その他教育委員会において使用させることが適当でないと認められるとき。

(使用の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可を受けた使用の目的に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は教育委員会の指示した事項に違反したとき。
- (3) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (5) 公益上必要があると認められるとき。
- (6) その他センターの管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じても、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

(使用料の納付)

第7条 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用料の額は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の減免)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 市又は公共団体が使用するとき。
- (2) 教育団体等が学校教育又は社会教育のために使用するとき。
- (3) その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。

(使用料の不還付)

第9条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により教育研究センターを使用することができなくなった場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備)

第10条 使用者は、特別の設備をし、若しくは施設に変更を加え、又は備付け以外の器具を持ち込んで使用しようとする場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、教育研究センターを許可目的以外の目的に使用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは貸してはならない。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第6条第1項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第13条 使用者は、建物、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 教育委員会は、使用者の責めに帰すことができない特別の事情があると認めるときは、前項の規定による損害賠償の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月22日条例第97号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日条例第17号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月28日条例第35号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月1日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、伊賀市教育研究センター設置条例の規定により使用許可を受けている同日以後の使用施設の使用料については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

会議室使用料

	午前	午後	夜	全日
	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
大会議室	1,580円	2,100円	2,100円	5,240円
中会議室	1,580円	2,100円	2,100円	5,240円
小会議室	1,260円	1,680円	1,680円	4,190円
会議室1	1,050円	1,260円	1,260円	3,150円
会議室2	840円	1,050円	1,050円	2,620円

冷暖房使用料

室名		金額	
2階	小会議室	1時間	210円
	中会議室	1時間	320円
3階	大会議室	1時間	420円
	会議室1	1時間	210円
	会議室2	1時間	210円

運動場夜間照明使用料

時間	金額
3時間以内	840円

体育館照明使用料

時間	金額
3時間以内	530円
3時間超	1,050円

